

◎新潟県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の国仲西部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月4日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市下長木387 菊池 正敏

就任年月日 令和7年3月20日